

～市営住宅入居者募集案内～

令和 7 年下半期市営住宅空家入居申込を開始します。

市営住宅の申込みをされる場合、入居資格や収入基準がありますので、この案内をよく読んでお申し込みください。

○申込期間 令和 7 年 7 月 1 日（火）～ 1 5 日（火）

○受付時間 市役所開庁日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

○抽選会 令和 7 年 8 月 2 0 日（水）予定
※市職員による公開抽選

～目次（ページ）～

お申込みの皆様へ（必ずお読みください）	1
1. 申込みから入居までの順序	2
2. 入居資格	2
3. 入居申込に必要な書類	4
4. 抽選における優遇措置	5
○〔参考〕月間所得額の計算方法	7
○市営住宅一覧表（募集対象団地）	8
○空家一覧表	10

受付窓口・お問合せ先

○朝倉市役所 都市整備課 住宅係

朝倉市菩提寺 412 番地 2

TEL 0946-28-7582(直通)

[内線：61-236, 61-242]

○朝倉支所 市民窓口係

朝倉市宮野 2046 番地 1

○杷木支所 市民窓口係

朝倉市杷木池田 483 番地 1

お申込みの皆様へ（必ずお読みください）

①市営住宅は市民共有の財産です。

市営住宅は住宅に困っている人たちの生活の安定と福祉の増進を図るため、市が国の補助を受けて整備したものです。公営住宅法・市営住宅条例等に基づいて管理しています。市民共有の大切な財産である市営住宅の利用には、多くの義務や制限が伴いますが、公営住宅制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださるようお願いいたします。

②自治会等の活動にご協力ください。

外灯・階段灯・エレベーター等の電気代や共用水栓の水道代など、**入居者が共同で使用する費用は、共益費として、家賃とは別に入居者全員で負担していただきます。**

共益費については、入居者によって構成されている自治会等が徴収・支払を行っています。入居後は、自治会等へ共益費をお支払いいただく義務があります。また、共同住宅で気持ちよく生活するためには、清掃など自治会等の活動へ積極的に参加・協力していただく必要がありますのでご了承ください。

③共同住宅のルールは守る義務があります。

ペットの飼育はできません。また、騒音・不法駐車等で他人に迷惑をかけてはいけません。その他、法令・条例等で定められているルールを守っていただきます。

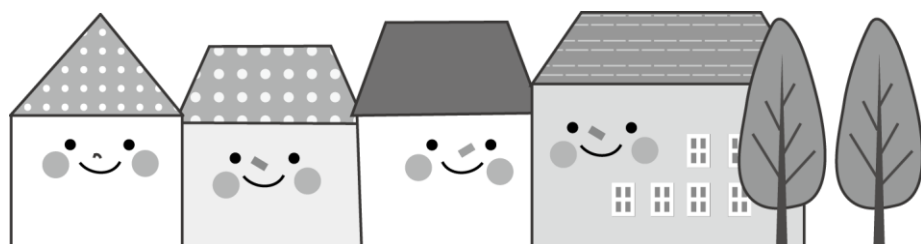
④退去する時は、負担していただく補修費用があります。

退去時は、畳の表替え、襖の張り替えが必要です。費用は入居者の負担となります。

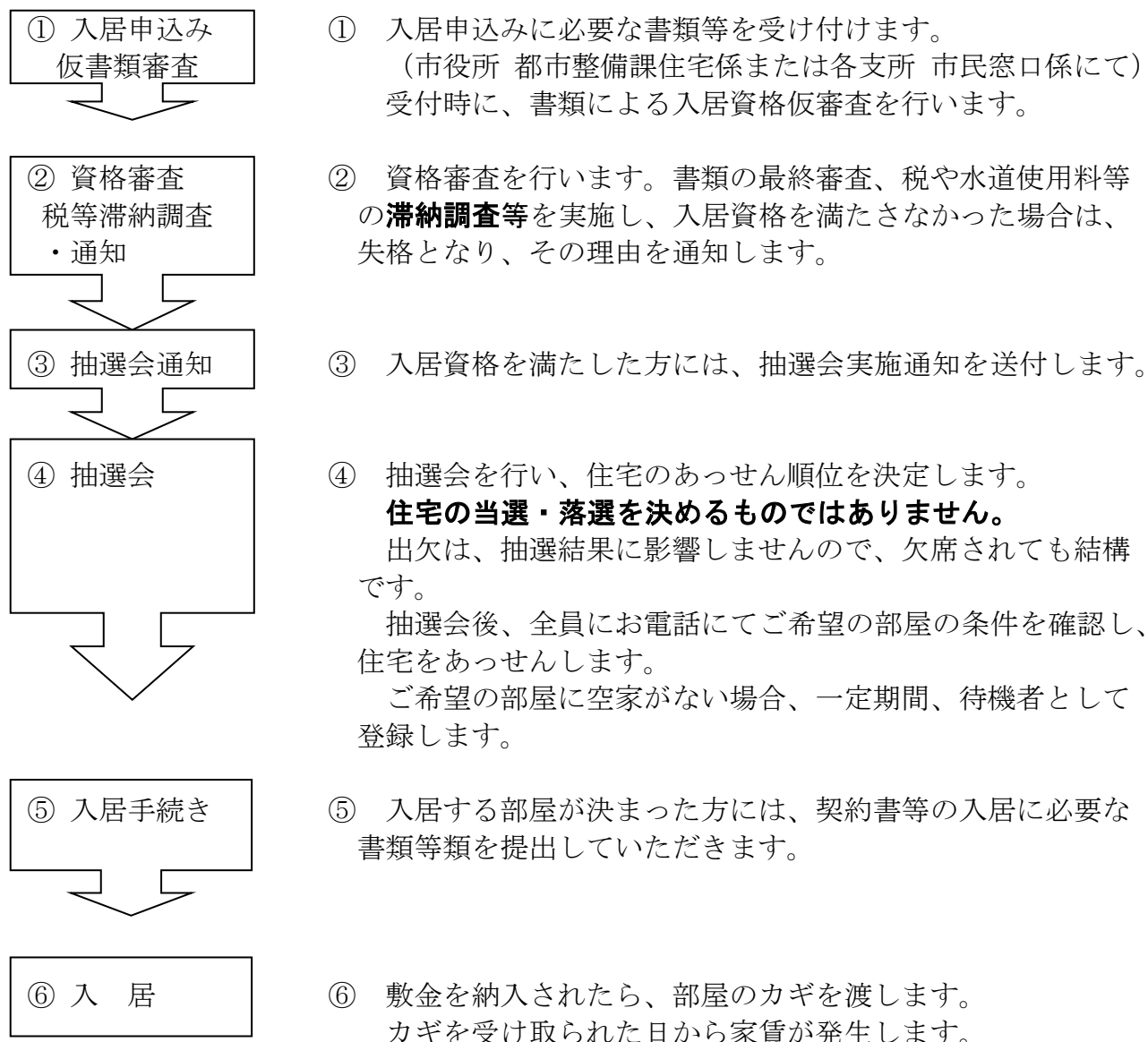
⑤暴力団員について

市営住宅入居者の生活の安全と平穏を確保するため、申込者や同居者が暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員）である場合は入居できません。

※ 災害等により緊急的に住宅確保を必要とする場合は、あつせん順位等を変更する場合がありますのでご了承ください。



1. 申込みから入居までの順序



2. 入居資格

応募される方は、次の条件を満たしていなければ、申し込むことはできません。
なお、年齢に関しては申込期間の開始日を基準日とします。

1. 市内に居住、又は市内に勤務していること。
2. 申込者が成年者（18歳未満の既婚者を含む。）であり、同居しようとする親族があること。

- 婚約者も含みますが、契約時までに婚姻を証明する戸籍謄本の提出が必要です。
- 性的少数者でパートナーシップ関係にある方も含みますが、契約時までに都道府県知事または市区町村長が交付するパートナーシップを宣誓したことを証明する書類（福岡県内で有効な書類）によって、その関係を確認できる方に限ります。
- 夫婦の別居、父母の別居等、不自然に世帯を分離した申込みや、他に扶養すべき人のいる親族との同居など、**特に同居する理由のない親族**との申込みはできません。
- 離婚予定の方は、原則として契約時までに離婚を証明する戸籍謄本か、離婚届受理証明書の提出が必要です。
- 申込者本人は、契約後名義人となります。申込から契約までの間に名義人の変更はできません。

※ 単身での申込みについて

次のいずれかに該当する方については、単身で申し込むことができます。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ居住においてこれを受けることができず、また受けることが困難と認められる方は申込みできません。

- ① 60歳以上の方
- ② 身体上の障がいの程度が、身体障害者手帳の1級から4級の方
- ③ 精神障がいの程度が、精神障害者保健福祉手帳の1級から3級の方
- ④ 生活保護を受けている方
- ⑤ DV被害者 など

詳しくはお問い合わせください。

3. 現に、住宅に困窮していることが明らかであること。

原則として、公営住宅の入居者の方及び持家の方は、申込みできません。

4. 原則として、入居申込者及び同居親族全員が、市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税等の地方税、水道料金・簡易水道使用料等の納入すべき料金を完納していること。

5. 収入基準を満たしていること。

同居しようとする家族（婚約者も含む）の収入を含め、諸控除後の月間所得額が次の金額であることが必要です。※月間所得額の計算方法は7ページに記載
1世帯で2人以上の収入がある場合は、各所得金額を合算してください。

<収入基準>

- | | |
|---------------|---------------------------|
| ○ 一般世帯 | 158,000円以下・・原則階層世帯 |
| ○ 高齢者・障がい者世帯等 | 214,000円以下・・裁量階層世帯 |

裁量階層世帯とは

(ア) 60歳以上の方

同居しようとする親族がある場合は、60歳以上の方及び満18歳未満の方である世帯

(イ) 障がい者の方のいる世帯

(ウ) 小学校就学前の子供がいる世帯 など 詳しくはお問い合わせください。

6. 過去において市営住宅に入居していた方については、不正な使用などをしたことがないこと。(無断退去、家賃滞納、迷惑行為など)

7. 円満に共同生活を行うことができること。
犬、猫等のペットを飼育することはできません。

8. 入居時に家賃の3か月分の敷金が払えること。(後払いはできません。)

9. 外国人の方については、住民票を提示できること。

10. 申込者または同居親族が暴力団員(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

※ 警察本部に照会します。

※ 下池田団地の一部住戸は、母子世帯、老人世帯向け住宅です。

○ 母子世帯・・・配偶者と死別又は離別した現に婚姻していない女性で、子(20歳未満)を扶養している世帯

○ 老人世帯・・・60歳以上の方を名義人とし、単身または同居親族(配偶者・18才未満の児童・障がい者・60歳以上の方)がいる世帯

※ 杷木団地、柿添団地の一部住戸は、福祉型住宅です。

○ 福祉型住宅・・・原則として、車いすを常用している方がいる世帯(車いすを常用していることが確認できる証明書等が必要です。)

例) 医師の証明書、車いすが必要と認められる障害者手帳など

3. 入居申込に必要な書類

1. 市営住宅入居申込書(様式第1号)

2. 入居しようとする方全員の住民票

※ 本籍・続柄・個人番号等の記載事項を省略しないでください。

3. 郵便切手(110円切手)

4. 入居しようとする方全員の所得証明書等(令和7年度課税分)

※ 年金受給者、専業主婦の方など未就労の方でも15歳以上の方は全員必要です。
(中学生以下の方を除く。)ただし、高校生以上の学生で所得のない方は不要です。

5. 入居希望調査票

6. その他必要な書類（該当する方のみ必要な書類）

- 令和7年1月2日以後に就職・転職又は事業を開始した方
就職・転職した方：勤務証明（様式第1号記載）
事業を開始した方：事業申告書（別途様式あり）
- 退職した方：離職票、退職証明書または雇用保険受給資格者証の写し
- 高校生以上の学生の方：生徒手帳等の写し又は在学証明書
- 現在、朝倉市外にお住まいの方：勤務証明（様式第1号記載）
- 令和7年1月1日に朝倉市外にお住まいの方
令和7年1月1日に居住していた市（区）町村が発行する「滞納のない証明」
- 単身世帯：「単身入居の入居者資格認定のための申立書」（様式第1-2号）
- 障がい者の方：身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し
※ 照合しますので、手帳をご持参ください。
- 生活保護受給中の方：生活保護証明書
※ 単身での入居、裁量階層に該当する世帯の場合は、公的機関の証明書等が必要な場合があります。

※ 添付書類のうち2.「住民票」は、連続して応募される方で、前回と変更がない場合は、新たに提出する必要はありません。

詳しくはお問い合わせください。

4. 抽選における優遇措置について

市営住宅定期募集の抽選会に連続して参加される方で、次の①～③のいずれかに該当する方は、抽選回数を2回とし、小さい方の番号をあっせん順位とします。
（前回の募集時に辞退された方および失格者は除く。）

① **ひとり親世帯**

配偶者のいない方で、子（20歳未満）を扶養している世帯

なお、ここでいう配偶者は、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含みます。

② **高齢者世帯**

申込者の年齢が60歳以上の方で、同居する親族がいる場合は、次のいずれかで構成している世帯

- (ア) 配偶者
- (イ) 18歳未満の児童
- (ウ) 60歳以上の親族
- (エ) ③の障がい者である親族

③ 障がい者世帯

入居者に次のいずれかに該当する方が1人以上いる世帯

- (ア) 戦傷病者手帳を所持し、第1款症以上の障がいがある方
- (イ) 身体障害者手帳を所持し、1級から4級の障がいがある方
- (ウ) 重度または中度の知的障がい者（療育手帳のB2またはB（軽度）は除く。）
であることを児童相談所の長、更生相談所の長から判定された方か、同程度の
精神障がい者であることを精神保健センターの長、精神科の経験をもつ医師
から判定された方

5. その他

1. 今回募集の入居待機登録期間は、令和7年12月26日（金）までとなります。
この日までにご希望の空家が発生しない場合は、あっせんを終了させていただきます。
また、入居待機登録期間中に入居資格を喪失した場合は、失格となります。
2. 次回の定期募集期間（予定）
令和8年1月6日（火）～令和8年1月20日（火）

〔参考〕月間所得額の計算方法

A. 年間総所得金額

1. 給与所得の場合

源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が、年間総所得額になります。
年の途中に転職・就業した場合は、年間収入に換算して総所得金額を算出します。

2. 給与所得者以外の場合（自営業や利子・配当所得がある方など）

市町村長が発行する所得（課税）証明書の所得金額が年間総所得金額になります。

B. 控除金額

	控除の種類	内 容	控除額
基本的 控除	①配偶者及び扶養親族	配偶者及び所得税の控除を受けている親族（②を除く。）	380,000 円×()人 (家族数－1人)
	②配偶者及び扶養親族	申込者を除く同居親族で①に該当しない人（婚約者・内縁関係・パートナーシップ関係を含む。）	
	③所得控除(税制改正対応)	給与所得または公的年金等の雑所得がある人	100,000 円×()人 ※ 100,000 円未満のときは当該所得額
その 他 の 控 除	④老人控除対象配偶者 ⑤老人扶養親族	控除対象配偶者及び扶養親族のうち 70 歳以上で所得金額が 48 万円以下の人	100,000 円×()人
	⑥特定扶養親族	扶養親族のうち 16 歳以上 23 歳未満で所得金額が 48 万円以下の人	250,000 円×()人
	⑦寡 婦	所得のある人のうち寡婦で所得金額が 500 万円以下の人	270,000 円×()人 ※ 270,000 円以下のときは当該所得額
	⑧障がい者	申込者、配偶者、扶養親族及び同居親族の中で障がいのある人	270,000 円×()人
	⑨特別障がい者	身体障がい 1・2 級 精神障がい 1 級 知的障がい A・A1・A2	400,000 円×()人
	⑩ひとり親	現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、次の要件を満たす人 ① 生計を一にする子がいる人 ② 合計所得金額が 500 万円以下の人 ③ 婚姻関係と同様の事情にある人がいない人	350,000 円×()人 ※ 350,000 円以下のときは当該所得額

A. 年間総所得金額 B. 控除金額合計 月間所得額
(円 — 円) ÷ 12 = 円

〔参考〕入居資格月間所得額 158,000 円以下に該当する同居人数による年間総収入金額早見表（給与所得者で、特別控除が無い場合）表示額以下

同居者なし	同居者 1 人	同居者 2 人	同居者 3 人	同居者 4 人
2,967,999 円	3,511,999 円	3,995,999 円	4,471,999 円	4,947,999 円

市営住宅一覧 (甘木地区)

団地名	建設 年度	構 造	間 取※1	戸 数	家 賃※3 (円)	その他 ※2	小学 校区	中学 校区
恵比須町	S. 47	耐火 5 階建	6・4.5・3・DK	30	10,600～ 20,000	水道使用料 下水道使用料	甘木	甘木
	S. 48			20	10,800～ 20,200			
神田町	S. 51	耐火 4 階建	6・4.5・4.5・DK	32	12,300～ 24,300	水道使用料 下水道使用料		
	S. 52			32	12,600～ 24,700			
	S. 53	準耐火 2 階建	6・4.5・4.5・DK	8	13,800～ 18,800			
大内町	S. 56	耐火 5 階建	6・6・6・DK	30	16,800～ 33,000	水道使用料 下水道使用料		
	S. 57	耐火 4 階建	6・4.5・4.5・DK	24	13,600～ 26,700			
	S. 58	耐火 4 階建	6・6・6・DK	16	17,000～ 33,400			
		耐火 3 階建	6・4.5・4.5・DK	12	15,600～ 30,700			
三福町	S. 59	耐火 3 階建	6・4.5・4.5・DK	12	15,800～ 31,100	水道使用料 下水道使用料		
松の木 (1 棟目)	H. 24	耐火 6 階建	6・6・DK	24	20,000～ 39,200	水道使用料 下水道使用料 駐車場使用料	馬田	南陵
			6・6・6・DK	24	24,800～ 48,800			
松の木 (2 棟目)	H. 27	耐火 6 階建	6・6・DK	12	20,200～ 39,700	市設置風呂有 エレベーター有		
			6・6・6・DK	24	25,100～ 49,400			
柿 添	H. 31	耐火 3 階建	6・6・DK	15	20,000～ 39,400	水道使用料 駐車場使用料 下水道使用料 市設置風呂有 エレベーター有	立石	甘木
			6・6・6・DK	14	25,000～ 49,100			
			6・6・LDK(車入)	1				
鳩 胸	R. 6	耐火 4 階建	6・LDK	24	14,000～ 27,600	水道使用料 駐車場使用料 下水道使用料 市設置風呂有 エレベーター有	福田	南陵
			6・6・DK	8	15,200～ 30,000			
			6・6・6・DK	8	21,500～ 42,200			

※1 数字は畳数、L…居間、D…食堂、K…台所

※2 団地によって、共益費等の費用が別途かかります。

※3 令和8年3月31日までの家賃です。

※家賃について

公営住宅の家賃は、入居世帯の所得に応じて変化します。そのため、同じ団地・間取りであっても、世帯によって家賃額が異なることがあります。また、毎年所得状況を調査し、家賃の算定を行います。そのため、所得が一定の基準を超えた場合、住宅の明け渡しを求めることがあります。

市営住宅一覧 (朝倉・杷木地区)

団地名	建設 年度	構 造	間 取※1	戸 数	家 賃※3 (円)	その他 ※2	小学 校区	中学 校区
中 町	H. 30	耐火 2 階建	6・6・DK	8	20,600～ 40,500	駐車場使用料 専用水道使用料 下水道使用料 市設置風呂有	大福	比良松
			6・6・6・DK	12	25,600～ 50,400			
比良松	H. 14	耐火 3 階建	6・6・6・DK	12	26,200～ 51,400	駐車場使用料 専用水道使用料 下水道使用料 市設置風呂有 エレベーター有	朝倉東	
		耐火 4 階建		12				
	H. 17	耐火 3 階建	6・6・6・DK	6	26,500～ 52,100			
		耐火 4 階建		8				
	H. 17	耐火 3 階建	6・6・LDK	6	21,300～ 41,900			
下池田	H. 2	耐火 3 階建	6・6・6・DK	10	22,600～ 44,400	水道使用料 市設置風呂有	杷木	杷木
			6・6・4.5・DK	10	20,800～ 40,800	(一般世帯向け)		
			6・6・4.5・DK	5	20,800～ 40,800	(母子世帯向け)		
			6・6・4.5・4.5・DK	5	23,500～ 46,200	(老人世帯向け)		
久喜宮	H. 8	耐火 3 階建	6・6・6・DK	21	24,200～ 47,600	水道使用料 市設置風呂有		
杷 木	H. 31	耐火 3 階建	6・6・DK	23	20,000～ 39,400	水道使用料 駐車場使用料 浄化槽使用料		
			6・6・6・DK	26	25,000～ 49,100	市設置風呂有 エレベーター有		
			6・6・LDK(車1)	1				

※1 数字は畳数、L…居間、D…食堂、K…台所

※2 団地によって、共益費等の費用が別途かかります。

※3 令和8年3月31日までの家賃です。

※家賃について

公営住宅の家賃は、入居世帯の所得に応じて変化します。そのため、同じ団地・間取りであっても、世帯によって家賃額が異なることがあります。また、毎年所得状況を調査し、家賃の算定を行います。そのため、所得が一定の基準を超えた場合、住宅の明け渡しを求めることがあります。

募集対象空家一覧表 (甘木地区)

(令和7年7月1日現在)

団地名	EV	空き戸数	階 層	間 取
恵比須町	×	1	2階/5階建	6・4.5・3・DK (3DK)
		2	5階/5階建	6・4.5・3・DK (3DK)
神田町	×	1	2階/4階建	6・4.5・4.5・DK (3DK)
大内町	×	1	1階/5階建	6・6・6・DK (3DK)
		1	2階/5階建	6・6・6・DK (3DK)
三福町	×	1	1階/3階建	6・4.5・4.5・DK (3DK)
松の木 (1棟目)	○	1	2階/6階建	6・6・6・DK (3DK)
		2	6階/6階建	6・6・DK (2DK)
		1	6階/6階建	6・6・6・DK (3DK)
松の木 (2棟目)	○	1	1階/6階建	6・6・6・DK (3DK)
		1	5階/6階建	6・6・6・DK (3DK)
鳩胸	○	1	1階/4階建	6・LDK (1LDK)
		1	1階/4階建	6・6・DK (2DK)
		1	2階/4階建	6・6・DK (2DK)
		1	2階/4階建	6・6・DK (3DK)
		5	3階/4階建	6・6・DK (2DK)
		1	4階/4階建	6・LDK (1LDK)
		3	4階/4階建	6・6・DK (2DK)
		2	4階/4階建	6・6・6・DK (3DK)

※上記期日現在の状況であり、抽選会までに変更となる可能性があります。

募集対象空家一覧表 (朝倉地区)

(令和7年7月1日現在)

団地名	EV	空き戸数	階 層	間 取
中町	×	1	1階/2階建	6・6・DK (2DK)
		2	1階/2階建	6・6・6・DK (3DK)
		2	2階/2階建	6・6・6・DK (3DK)
比良松	○	1	1階/4階建	6・6・6・DK (3DK)
		1	2階/4階建	6・6・6・DK (3DK)
		1	3階/4階建	6・6・6・DK (3DK)
		1	3階/3階建	6・6・LDK (2LDK)

※上記期日現在の状況であり、抽選会までに変更となる可能性があります。

募集対象空家一覧表 (杷木地区)

(令和7年7月1日現在)

団地名	EV	空き戸数	階 層	間 取
下池田	×	1	(母子) 3階/3階建	6・6・4.5・DK (3DK)
		1	(老人) 1階/3階建	6・6・4.5・4.5・DK (4DK)
久喜宮	×	3	3階/3階建	6・6・6・DK (3DK)
杷木	○	1	1階/3階建	6・6・DK (2DK)
		1	1階/3階建	6・6・6・DK (3DK)
		2	3階/3階建	6・6・6・DK (3DK)

※上記期日現在の状況であり、抽選会までに変更となる可能性があります。